

ヤコブの手紙5章12節「誓いの禁止」の分析

言語行為理論を用いて

永井創世

問題の所在

ヤコブの手紙には、イエス伝承との関連性をめぐる絶え間ない議論がある¹。手紙の教えが福音書に記されるイエスの教えと類似しているため、何らかのかたちでイエス伝承に依拠していると考えられてきた。しかし、その関連性の度合いについて、学者達の意見は大きく異なっている。クロッペンボークが指摘するように、その原因は主に3つある²。第一に、著者は旧約聖書については「引用」と分かるかたちで引用しているにも関わらず(2:8, 11, 23; 4:5, 6)、イエス伝承については、それと分かる明確な表現が一切無い。そればかりか、イエスが権威者であるとの言及さえない³。第二に、イエス伝承との関連が指摘される箇所に、福音書の記述との言葉上の一致

1 Alicia J. Batten and John S. Kloppenborg, "Introduction" in *James, 1 and 2 Peter, and Early Jesus Traditions*, Library of New Testament Studies, 478, ed. Alicia J. Batten and John S. Kloppenborg (London & New York; Bloomsbury: T&T Clark, 2014), xiv-xv.

2 John S. Kloppenborg, "The Reception of the Jesus Traditions in James," in *The Catholic Epistles and the Tradition*, Bibliotheca Ephemeridum Theologicarum Lovaniensium, 176, ed. Jacques Schlosser (Leuven: Peeters, 2004), 93-94.

3 手紙全体の中で「イエス」に言及されるのは2箇所のみ。1:1では、著者が自身のことを「神と主イエス・キリストのしもべヤコブ」と述べている。2:1では「私たちの主、栄光のイエス・キリストへの信仰」と述べ、読者にその信仰にふさわしい言動を勧めている。いずれも、著者とイエスとの関連性を示唆するものの、個々の教えについてははっきりしないため議論がある。

があまりない。第三に、それにも関わらず、特に山上の説教（マタ 5:3-7:27）と多くの主題が類似している。

この問題に対する先行研究の関心は、長い間、著者の用いた資料に集中していた⁴。しかし、資料の探求が行き詰まるようになってからは、著者によるイエス伝承の提示の仕方に注目する研究が現れるようになった（ボウカム、クロッペンボーク）⁵。それらの研究はそれぞれ論拠に違いはあるものの、概して、知恵文学の伝統やローマの教育学を背景にした、著者の「創造性」を強調している。彼らによれば、ヤコブの手紙の著者は、イエス伝承に依拠しているが、それらを著者自身の言葉として自由に語り直している⁶。

このように、提示の仕方に注目する研究は、ヤコブの手紙とイエス伝承の関連性をめぐる議論の大きな転換点である。これにより、イエスに直接言及がない点や、福音書の記述との言葉上の一致が少ない点について、それらが著者による意図的なものであると認識されるようになったからである。また、著者の「創造性」を認める時、イエス伝承と手紙の関連が、より広範囲に認められる可能性が高まる。言葉上の一致が少ないことを理由に、イエス伝承との関連性を否定することができなくなるからである。

しかし、イエス伝承の提示の仕方に関して、これまで知恵文学の伝統やローマの教育学といった手紙の背景から説明が試みられることはあって

4 特にヤコブの手紙と Q 資料との関連性がこれまで盛んに論じられてきた。しかし、Q 資料仮説を前提とする議論には限界がある。詳しい研究史は Kloppenborg, “The Reception of the Jesus Traditions in James,” 95-111. を参照。

5 Richard Bauckham, *James: Wisdom of James, Disciple of Jesus the Sage* (New Testament Readings; London & New York: Routledge, 1999).; Richard Bauckham, “Wisdom of James and Wisdom of Jesus,” in *The Catholic Epistles and the Tradition*, Bibliotheca Ephemeridum Theologicarum Lovaniensium, 176, ed. Jacques Schlosser (Leuven: Peeters, 2004), 75-92.; Kloppenborg, “The Reception of the Jesus Traditions in James,” 93-142.

6 Bauckham, *James*, 30, 91.; Bauckham, “Wisdom of James and Wisdom of Jesus,” 75-92.

も、手紙そのものに記された教えの内容との関係は論じられていなかった。また、先行研究はイエス伝承の提示の仕方の背景をある程度説明しても、その積極的な理由を十分に説明できてはいなかった。

そこで、筆者は以前に別の論考で、ヤコブの手紙におけるイエス伝承の提示の仕方の特徴を、著者自身が手紙の中で述べている「語ること」に関する思想の中に見出せる可能性を示した。⁷ ヤコブの手紙における「語ること」に関する関心の高さは顕著な特徴のひとつであり、そうした特徴が、著者自身の手紙の語り口と無関係とは思えないからである。⁸ むしろ、著者自身が手紙において、自らの「語ること」に関する教えを実行し、表していると考える方が自然である。特に、「語ること」に関して著者は、とりわけ手紙の導入部である1章において、「(神が) 私達を真実なことばによって生んだ」(1:18 私訳)との言及を土台に、聞くにも語るにも「ことば」が実体を伴う真実性を持つことを要求している(1:22-27)。換言すれば、「聞くこと」「語ること」「行うこと」が一貫したものであることの要求であり、それは手紙を貫く全体的な思想となっている。¹⁰ こうした著者の思想を踏まえれば、著者の「語ること」に関する教えと、その語り口(特に、イエス伝承の提示の仕方)に関連性が認められることを期待するのは当然である。

そこで、筆者は以下の点を仮説として立てる。(1) ヤコブの手紙の著者がイエスとの関連を明言せずにイエス伝承を提示する理由は、著者がイエ

7 永井創世『『真実なことばによって生んだ』(1:18)―ヤコブの手紙における「聞くこと」「語ること」「行うこと」』(『キリストと世界』第29号、2019年、24-45頁)

8 Bauckham, *James*, 107.

9 当時の習慣では、手紙が口述筆記で書かれ、朗読されるのが当然であった。Harry Y. Gamble, *Books and Readers in the Early Church: A History of Early Christian Texts* (New Haven & London: Yale University, 1995), 95-96. そのため、著者の語り口と手紙の文体には深い関連性があると考えるのが妥当である。

10 永井、前掲論文、44頁

ス伝承を自分自身の「真実なことば」として語り、提示するよう努めた結果である。そして、それは「聞くこと」「語ること」「行うこと」において一貫性をもって生きようとする著者自身の思想の表れとして捉えられる。(2) 福音書との言葉上の一致が比較的少ない点は、著者がイエス伝承を自分自身の「真実なことば」として語った結果である。

本稿は、以上の仮説の立証を試み、ヤコブの手紙とイエス伝承との関連性をめぐる議論の問題解決を目指す研究の一部である。誌面の都合上、扱う分析箇所や用いる方法論には限りがあるため、本稿ですべての議論をし尽くすことはできない。そこで本稿では、特別重要な箇所であると考えられる(理由は後述)5章12節の「誓いの禁止」の分析を行うことにし、そこでの著者の語り口と、語られる教えの内容との関連性を論じることによって、上記の仮説の妥当性を示す。特に著者の語り口の特徴をより浮き彫りにすることに議論の焦点を絞り、並行箇所であるマタイの福音書5章33-37節との比較・分析を、言語学における言語行為理論(speech act theory)を用いて行うこととする。

そこで、以下ではまず、分析箇所として5章12節「誓いの禁止」が重要である理由を述べた上で、分析の概念ツールとして言語行為理論を用いる理由と実際の方法論について簡潔に述べることとする。

1. ヤコブの手紙5章12節の分析の意義

ヤコブの手紙におけるイエス伝承の提示の仕方の特徴と、著者自身が述べる「語ること」に関する思想との関連性を考える際、5章12節を重要視するにはいくつか理由がある。

第一に、5章12節に関して、イエス伝承との関連を否定する学者が比較的少ないことが挙げられる。既述の通り、ヤコブの手紙とイエス伝承との関連性の度合いについて学者達の意見の一致はない。そのため、ヤコブの手紙におけるイエス伝承の提示の仕方を議論する際、イエス伝承と関連している箇所がどこなのかが問題となる。しかし、著者の「創造性」を認

める場合、その範囲を見極めるのは非常に困難となる。その点、5章12節は、イエス伝承に何らかのかたちで依拠しているということについて、学者達の間で意見の一致がある数少ない箇所のひとつである。マタイの福音書の並行箇所(5:33-37)との言葉上の一致が多く、類似の教えが他の文献に見いだされないからである。¹¹

5章12節が重要な意義を持つ第二の理由は、5章12節の「誓いの禁止」がそれ自体、「語ること」について述べるものであり、神の名を用いて自

11 ただし、マタ 5:33-37 とイエス伝承との関連性を否定する主張もある。しかし、伊藤はダウツェンベルクに反論するかたちで、その根拠の不十分さを指摘している。Akio Ito, "The Question of the Authenticity of the Ban on Swearing (Matthew 5.33-37)," *Journal for the Study of the New Testament* 43 (1991): 5-13. 関連性を否定する立場の主な根拠は以下の4点である。(1) 誓いに対する消極的な姿勢はユダヤ人の間でも広く知られていた。(2) 誓いの禁止と、イエスの断言的な言い方や「アーメン」の使用との間に緊張関係がある。(3) ヤコブの手紙の言及がイエスの権威に対して無知であるように思われる。(4) パウロも誓いを多用しており、誓いの禁止に対して無知であるように思われる。しかし、伊藤は(1)に対しては、イエスの教えには顕著な違いがあり、より徹底的で網羅的であることを指摘する。(2)に対しては、イエスの言い方が一般的な「誓い」に相当するとは言えず、緊張関係は調和したかたちで説明がつくことを指摘する。(3)に対しては、ヤコブの手紙の著者はイエス伝承を間接的に引用していると思われることが挙げられる。(4)に対しても、特にパウロが誓いをを用いるのは、自身の使徒的権威や宣教計画、福音の起源について語る場合であり、一般に禁止されている誓いのように、世俗的な事柄を証言する目的のものとは性質が異なる点を指摘する。筆者もこれらに同意する。特に(1)の点について、確かに誓いの乱用に対する注意は旧約聖書や、他の知恵文学の中にも見いだされるが(民 30:2; 申 23:21-23; エレ 5:2; 12:16; アモ 8:4; ホセ 4:15; ゼパ 1:5; ベン・シラ 23:11)、誓いを完全に禁止する教えは見当たらない。Dean B. Deppe, "The Sayings of Jesus in the Paraenesis of James: A PDF Revision of the Doctoral Dissertation 'The Sayings of Jesus in the Epistle of James'" (University of Amsterdam, 1990), 243-44. また、メイヤーが指摘するように、より急進的なエッセネ派の文献の中でさえ完全に誓いを禁止する教えがないことは、他のユダヤ教のグループにも誓いの禁止の教えがなかったことを示唆する。John P. Meier, *A Marginal Jew: Rethinking the Historical Jesus: Law and*, vol. 4. (New Haven & London: Yale University, 2009), 185-86.

身の教えの真実性を保障しようとすることを諫め、常に「ことば」に対して誠実であることを求める要求であることにある（後述）。これは、筆者が別の論考で示した手紙全体を貫く教えを端的に表すものである。そのため、5章12節の語り口については、そこで述べられる著者の「語ること」に関する思想と関連していることがより期待される。

第三に、5章12節の「誓いの禁止」の背後には、神の名を不用意に用いることを避けさせる意図があり（後述）、それはヤコブの手紙において「イエス」という名が用いられていないことと無関係ではない。それゆえ、5章12節は「イエス」に対する著者の態度を考える上で、鍵となる重要な箇所である。

第四に、5章12節は手紙全体の文脈において、より重要な位置を占めている。そのことを示唆するのは、5章12節冒頭の Προᾶ πᾶντων δεῖν（新改訳2017「とりわけ」）である。この表現の意味合いについてはいくらかの議論があるものの、著者が「誓いの禁止」を他の教えと区別していることは明白である。そして、手紙全体の中で「語ること」に関して直接言及するのは5章12節が最後であり、その内容は、手紙の導入部（1章）の結びで提示された「聞くこと」「語ること」「行うこと」の一貫性を要求する主張（1:22-27）と重なる。こうした事実を踏まえれば、5章12節が他の箇所に比べて、著者にとってより重要な言及であったことは疑いようがない。

以上より、5章12節の「誓いの禁止」は、ヤコブの手紙におけるイエス伝承の提示の仕方を考察する糸口として最も適した箇所である。

また、以上のようなさまざまな特徴から、5章12節はイエス伝承の提示の仕方に関して、他の箇所を代表する箇所と言い得る。イエス伝承との関連性が最も色濃く認められる上に、著者自身がこの箇所を重要視しているからである。また、福音書の記述との言葉上の一致点が多いため、5章12節における著者の「創造性」はそれほど大胆なものではないと言える。そのため、この箇所には、ヤコブの手紙におけるイエス伝承の提示の仕方のより原則的な特徴が観察されることが期待できる。言い換えるならば、

「創造性」があまり見られない箇所にもこそ、著者の基本的な姿勢が表れていると考えられる。

2. 分析の概念ツールとしての言語行為理論

本稿では、分析の概念ツールとして、言語学における言語行為理論 (speech act theory) を用いる。この理論を簡潔に言えば、「発話をひとつの行為とみなし、発話に含まれる話者の意図とその効果について分析しようとする理論¹²」である。例えば、教師が窓際の生徒に対して「教室の空気が悪いです」と発話する場合、その発話の文字通りの意味は、教室の空気に関する事柄である。しかし、聞き手は通常、「窓を開けてください」という話者の意図を受け取る。そのため、話者は発話を通して「指示する」という行為を遂行したことになる。言語行為理論では、このような話者の意図を表す行為に注目し、「発語内行為 (illocutionary act)」と呼ぶ¹³。その上で、その行為が成立する条件や規則を理論化し、ある程度客観的に分析することのできる枠組みを提供する。言い換えるならば、言語行為理論は、発話の「意味」だけではなく、その発話の「意図」を行為として認識して分析することができる理論である。

言語行為理論は、オースティンが先駆者となり、その後、さらに発展させたのがサールである¹⁵。本稿においてこの理論を用いる理由は、主に4つ

12 伊東寿泰「スピーチアクト分析」(浅野淳博、他『新約聖書解釈の手引き』日本キリスト教団出版局、2016年) 210頁

13 言語行為理論では「発語」と「発話」の両方が“utterance”の訳語として用いられているが、意味の違いはない。本稿では一貫して「発話」を用いる。ただし、専門用語として illocutionary act は「発語内行為」と訳されるのが一般的であるため、この語に限り「発語」を用いる。

14 J. L. Austin, *How to Do Things with Words* (Oxford: Oxford University Press, 1962) 邦訳: J・L・オースティン、坂本百大訳『言語と行為』(大修館、1978年)

ある。

- (1) 言語行為理論は発話を基本的な分析対象としており、本稿のように、手紙に記された文章を著者の語り口（提示の仕方）として注目する場合に適した概念ツールである。
- (2) 本稿で注目する提示の仕方は、話者の意図と深く関わっている。言語行為理論は、主にこの話者の意図に注目するため、概念ツールとして適している。
- (3) ヤコブの手紙のような「教え」に関連する発話は、話者や聴者の自発的関与を要求する側面があるため、より言語行為理論の考え方が有効である¹⁶。というのも、「教え」は常に「行為」としての側面が強く、その発話に対して話者や聴者がどのように関わっているのかが重要な要素になっている。そのため、言語行為理論を概念ツールとして用いることで、著者と読者との関わりが整理される。
- (4) ヤコブの手紙の著者は「語ること」に関心があり、とりわけ、語る者自身の責任や誠実さに対して強い関心を抱いている。これは、言語行為理論の考え方と通じる部分がある。言語行為理論は、発話の内容の真偽以上に、語る者の態度を重要視するからである。

言語行為理論を用いた具体的な分析の方法は学者によってさまざまに提案されている。本稿では、伊東の手順を参考にしつつ¹⁷、より簡略化した次の方法で分析を行う。

-
- 15 J. R. Searle, *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language* (Cambridge: Cambridge University Press, 1969); J. R. Searle, *Expression and Meaning: Studies in the Theory of Speech Acts* (Cambridge: Cambridge University Press, 1979) 邦訳：J・R・サール、山田友幸監訳『表現と意味－言語行為論研究』（誠信書房、2006年）
 - 16 Richard S. Briggs, *Words in Action: Speech Act Theory and Biblical Interpretation* (Edinburgh & New York: T&T Clark, 2004), 257-90.
 - 17 Hisayasu Ito, *The Story of Jesus and the Blind Man: a Speech Act Reading of John 9* (*Acta Theologica Supplementum* 21, 2015), 13-59. 実際の手順については 58-59 頁を参照。

- (1) 概要分析：文脈、文法的・統語的・語彙的特徴、重要な主題を明らかにする。
- (2) 発語内行為：発語内行為（発語者の意図）を特定し考察する。その際、伊東は発語内行為の分類としてバッハとハーニッシュの分類を用いているが¹⁸、本稿ではより広く知られ、かつ、明確な分類の基準を提示しているサールの分類¹⁹、およびサールとヴァンダーヴェーケンの分類を用いる²⁰。

ただし、この分析方法には限界があることを述べておく必要がある。特に、言語行為理論は著者の語り口の一面を分析するものであり、解釈のすべての側面に対応するものではない。また、本稿では概要分析において、テキストの背後にある歴史的・社会的・文化的文脈や、テキスト本文の前後の文脈を最低限考慮するものの、誌面の都合上、限定的である。それは、本稿が語り口の特徴に焦点を絞り、主には文法的・統語的・語彙的特徴に誌面を割くためである。しかし、そのような限界がある議論であっても、少なくともヤコブの手紙の著者の語り口の特徴を浮き彫りにし、著者自身の語る教えの内容と一致していることを示すことは十分可能である。そして、それにより、著者がイエス伝承に依拠しながらも、著者自身の言葉で語っている積極的な理由を説明することができる。

次項では、以上の方法論に従って、実際にヤコブの手紙5章12節とマタイの福音書5章33-37節の分析と比較をし、考察を行う。

より簡略化した説明は、伊東、前掲書、207-244頁にある。

18 Kent. Bach and Robert. M. Harnish, *Linguistic communication and speech acts* (Cambridge: MIT, 1979).

19 Searle, *Expression and Meaning*, 12-29. (サール、前掲書、19-51頁)

20 John R. Searle and Daniel Vanderveken, *Foundations of Illocutionary Logic* (Cambridge: Cambridge University Press, 1985).

3. ヤコブの手紙 5 章 12 節と マタイの福音書 5 章 33-37 節の分析と比較

ヤコブの手紙 5 章

- 12 節 しかし、すべての前に、私の兄弟たちよ、
誓ってはならない。天によっても、地によっても、他のどんな誓
いによっても²¹。
あなたがたの「はい」は「はい」、「いいえ」は「いいえ」としな
さい。
あなたがたがさばきにあわないために。(私訳)

マタイの福音書 5 章

- 33 節 また、昔の人々に対して「あなたがたは偽って誓ってはならない。
あなたがたの誓いを主に果たしなさい」と言われていたことを、
あなたがたは聞いています。
- 34 節 しかし、私はあなたがたに、決して誓ってはならないと言います。
天にかけてはいけない。そこは神の御座だから。
- 35 節 地にかけてはいけない。そこは神の足台だから。エルサレムに対
してもいけない。そこは偉大な王の都だから。
- 36 節 あなたの頭にかけて誓ってはいけない。あなたは一本の髪の毛も
黒くできないから。

21 「天」「地」「他のどんな誓いも」はいずれも男性・単数・対格で表現されてい
る。Wallace はこの対格を「誓いの対格 (Accusative in Oaths)」と呼び、便宜上
“by” と訳す。ただし、Wallace は最後の μητε αἴλλον τιναῖ οὐάρκων のみ、Cognate
Accusative (The accusative noun is cognate either in lexical root or meaning to the verb.
It functions as the direct object of the verb.) とし、“with any other oath” と訳し分けて
いる。Daniel B. Wallace, *Greek Grammar Beyond the Basics: an Exegetical Syntax of the
New Testament* (Grand Rapids: Zondervan, 1996), 204-05.

37 節 あなたがたのことばは、「はい、はい」「いいえ、いいえ」としなさい。それ以上のことは悪い者からきています。(私訳)

3-1. 概要分析

(1) 文脈

・マタイの福音書

上記のマタイの福音書の箇所は一般に「山上の説教」(マタ 5:3-7:27) と呼ばれる長い談話の一部で、誓いの禁止は、5 章 21-48 節で提示される 6 つの反対命題(アンチテーゼ)の 4 番目である。反対命題はまず、律法からの戒めの引用があり、「しかし、わたしはあなたがたに言います」(5:22, 28, 32, 34, 39, 44) との導入によってイエスの見解が語られる。イエスの見解はいずれも、当時一般に理解されていたよりも多くを要求するものであり、適用範囲が広い。²² これらは、直前の 17-20 節でイエスが語った律法に対する態度の実例となっている。イエスは自身が律法を「成就するために来た」(17 節)と語り、聴衆に対して「あなたがたの義が、律法学者やパリサイ人の義にまさっていなければ、あなたがたは決して天の御国に入れません」(20 節)と語っている。ただし、5 章 33 節の誓いに関する戒めの引用は、厳密な引用ではなく、旧約聖書の誓いに関する諸規定(レビ 19:12; 民 30:2)が要約されたものとなっている。

・ヤコブの手紙

ヤコブの手紙 5 章 12 節は直前の 5 章 1-6 節において、経済的に貧しい者たちから搾取る金持ちに対するさばきが宣告されている。その後、7 節で「ですから、兄弟たち」と読者に対する直接的な語りかけに変わり、11 節までは主に、迫害に対する忍耐の主題が語られている。特にこの箇所では「終わりの日」(3 節)、「主が来られる時」(7、8 節)、「さばき」(9

22 R. T. France, *Matthew: An Introduction and Commentary*, Tyndale New Testament Commentary (Downers Grove: InterVarsity Press, 1985), 123.

節)等、終末のさばきが意識されており、この意識は12節の誓いの禁止の中にも見られる。一方で、12節冒頭にΠρὸ πάντων δέ, ἀδελφοί μου (私訳「しかし、すべての前に、私の兄弟たちよ」)とあるため、さばきへの意識を保ちつつも新しい教えが導入されている。

伊藤が指摘するように、マタイの福音書やヤコブの手紙における誓いの禁止の教えの背景として、フィロンの解説や死海写本の規定等から、当時、誓いの表現について様々な角度から神名を巡る議論があり、そうした神名を汚さないことに神性質である当時のユダヤ人の見解が念頭にあったのではないかと考えられる。²³

(2) 文法的・統語的・語彙的特徴

マタイの福音書とヤコブの手紙は共通して、誓いを禁止する消極的命令に続いて、「はい」「いいえ」に言及する積極的命令の2つを軸にしている。しかし、その文法的・統語的・語彙的特徴は異なる部分が多い。以下では、消極的命令部分と積極的命令部分に分けて、その特徴の違いを明らかにする。

・消極的命令 (ヤコ 5:12a / マタ 5:34-36)

消極的命令の部分について、ヤコブの手紙では否定詞μή + 命令法現在時制動詞(「誓う(ὀμνύω)」)だが、マタイの福音書では動詞「言う(λέγω)」と否定詞μή + アオリスト時制不定詞(「誓う(ὀμνύω)」)が用いられている。そのため、ヤコブの手紙が直接的な禁止命令であるのに対し、マタイの福音書は間接的な命令となっている。

ただし、マタイの福音書は「あなたの頭」にかける誓いを禁止する際のみ(36節)、接続法アオリスト時制を用いている。一般に、禁止命令におけるアオリスト時制と現在時制の違いは、アオリスト時制が行為全体を禁止するのに対し、現在時制はしばしば継続的、または既に進行中の事柄

23 伊藤明生『「誓ってはならない」—第三戒とマタイ福音書』(『EXEGETICA』第23号、2012年)、35頁

に対する禁止となる。²⁴そのため、ヤコブの手紙が習慣的な誓いを禁止するのに対し、マタイの福音書は、いかなる誓いも禁止する言い方となっている。²⁵つまり、ヤコブの手紙があくまで読者の生活に対して具体的に語っているのに対し、マタイの福音書は、あくまでイエスの律法理解を提示している様子である。

また、マタイの福音書は「わたし（イエス）」が強調的であり、文脈上、特に律法に対する当時の一般的な見解との対比が意識されていると思われる。また、「決して (ὄλως)」とあるように、禁止に対する徹底した態度が最初から表れている。ヤコブの手紙では、そのような徹底した態度は、追って述べられていくこととなる。

続いて、両方の箇所共通して、否定の連結詞 μήτε が用いられ、何にかけての誓いが禁止されているのかが具体的に挙がる。ヤコブの手紙では、「天」や「地」にかけての誓いを禁止した上で、「他のどんな誓い」をも禁止している。他方、マタイの福音書では「天」と「地」の他、「エルサレム」「あなたの頭」が具体的に挙げられている。ヤコブの手紙では誓いをかける対象に対格を用いるが、マタイの福音書では主に前置詞 ἐν を用い、「エルサレム」のみ前置詞 εἰς を用いる。ギリシア語では対格をとるのがより一般的であるが、新約聖書では前置詞を伴うヘブライ語の表現 (עִם) と七十人訳の影響により、前置詞をとる方が多い。²⁶意味の違いはないが、主に、マタイの福音書が律法の解き明かしであるのに対して、ヤコブの手紙の方が口語的な特徴を持っているために生じている違いだと考えられる。

この他、マタイの福音書ではそれぞれの誓いに対する禁止の理由が ὅτι 節で述べられている点が特徴である。既述の通り、これらの教えの背景には

24 Wallace, *Greek Grammar Beyond the Basics*, 723-24.

25 Stanley E. Porter, *Idioms of the Greek New Testament* (Sheffield: JSOT, 1992), 225.

26 動詞 ὀμνῶν) に関しては、マタイの福音書においては 13 回中、11 回で前置詞 ἐν が用いられる。残りの 2 回は誓いの対象がない。

神名を汚さないようにと神経質になっていたユダヤ人の存在がある。そのため、マタイの福音書では、神の名を避けて「地」「天」「エルサレム」「自分の頭」を用いて誓っても、それらが分かれ難く神と結びついていることが述べられている。²⁷ 故に、徹底した誓いの禁止という点は2つの箇所共通しているが、マタイの福音書は誓いの対象がより具体的である上に、理由が述べられる丁寧さがあると言える。それに対し、ヤコブの手紙はより端的な語り口である。以上の内容を表にまとめると以下の表1のようになる。

表 1 消極的命令の文法的・統語的・語彙的特徴

	ヤコ 5:12a	マタ 5:34-36
私訳	誓ってはならない。	しかし、私はあなたがたに、決して誓ってはならないと言います。
特徴	μη + 命令法現在時制 (動詞 ὀμνῶ) ※習慣的行為に対する直接的な禁止命令	μη + アオリスト時制不定詞 (動詞 ὀμνῶ) ※行為全体に対する間接的な禁止命令
私訳	天によっても、 地によっても、 他のどんな誓いによっても。	天にかけてはいけな そこは神の御座だから。 地にかけてはいけな そこは神の足台だから。 エルサレムに対してもいけな そこは偉大な王の都だから。 あなたの頭にかけて誓ってはいけな あなたは一本の髪の毛も黒くできな ないから。
特徴	μητε + 対格 (誓いの対象) ※より端的	[μητε + ἐν + 与格] or [εις + 対格] (誓いの対象) + ὅτι節 (理由) ※より具体的で丁寧。

・積極的命令 (ヤコ 5:12b / マタ 5:37)

消極的命令に続く「はい」「いいえ」に言及する積極的命令の部分には、

27 France, *Matthew*, 130.

2つの箇所で行くつか違いがある。些細な相違点としては、両者共に連結動詞 εἰμί（「～である」「～となる」）の3人称単数命令法現在時制を用いるが、ヤコブの手紙はマタイの福音書が用いる古典的な変化形 ἔστωではなく、より珍しいヘレニズム的な変化形 ἦτωを用いている。²⁸ この点は、既述の通り、マタイの福音書が律法の解き明かしを意識しているためだと考えられる。

顕著な違いとして、ヤコブの手紙が「あなたがたの『はい』は『はい』、『いいえ』は『いいえ』としなさい」と述べて、主に、嘘偽りない発言をするよう勧めているのに対し、マタイの福音書は「あなたがたのことばは、『はい、はい』『いいえ、いいえ』としなさい」と、2回繰り返される強調の「はい」と「いいえ」を用いている点がある。²⁹ マタイの福音書は、続いて「それ以上のことは悪い者からきています」と言われているように、必要以上に語ることを慎むように勧めている。

しかし、両者とも結論としては、共通して真実な発言を求めている点で一致している。偽りの発言をすることや、「誓う」ことによって自身の発言の真実性を保証しようとするのをせず、普段から常に真実な言動をするように勧めるのが、「誓いの禁止」の本質的な意味である。

その他の表現の違いとして、ヤコブの手紙は命令の後に「あなたがたがさばきにあわないために」と命令の目的を語っているのに対し、マタイの福音書は「それ以上のことは悪い者からきています」と、命令に対する補足的な言及がなされている点が挙げられる。以上の内容を表にまとめると以下の表2のようになる。

28 Meier, *A Marginal Jew*, 190. James Hope Moulton, *A Grammar of New Testament Greek*, 3rd ed., vol. 1 (Edinburgh: T&T Clark, 1908), 56.

29 2回繰り返す強調は、II コリ 1:17-18 に同様の例がある。

表2 積極的命令の文法的・統語的・語彙的特徴

	ヤコ 5:12b	マタ 5:37
私訳	あなたがたの「はい」は「はい」、「いいえ」は「いいえ」としなさい。	あなたがたのことは、「はい、はい」「いいえ、いいえ」としなさい。
特徴	古典的な変化形 εἶπω を用いる 嘘偽りない発言を勧める (真実な発言の勧め)	ヘレニズム的な変化形 ῥίω を用いる 必要以上に語ることを慎むように勧める (真実な発言の勧め)
私訳	あなたがたがさばきにあわないために。	それ以上のことは悪い者からきているのです。
特徴	命令の目的が述べられる	命令の補足が述べられる

・強調点の違いと全体的な特徴

以上の消極的命令と積極的命令の分析から、2つの箇所での強調点の違いが見えてくる。既述の通り、ヤコブの手紙もマタイの福音書も、消極的命令と積極的命令の組み合わせを用いて、共通して真実な発言の勧めを述べている点で共通している。しかし、強調点には微妙な違いがある。マタイの福音書は、「誓い」のように発言に付け加えることを禁止する意図があるのに対し、ヤコブの手紙は誓いそのものよりも、嘘偽りのない真実な言動をするよう勧める意図がある。特に、ヤコブの手紙は先に消極的命令として誓いの禁止をしているものの、強調点はどちらかと言えば、後半の積極的命令にあると言える。以下の表3に示すように、ヤコブの手紙は全体において、消極的命令よりも積極的命令の方が好んで用いられる傾向が強く、消極的命令が単体で用いられたり、強調されたりしている例は非常に稀だからである。

表3 ヤコブの手紙における命令形の箇所³⁰の分析

命令形の種類と組み合わせ	箇所
消極的的命令+積極的的命令	5:12
積極的的命令単体、または連続	1:2-4, 9-10, 19-21; 2:12; 4:7-10, 5:1, 13-20
積極的的命令+消極的的命令	1:5-7, 21-22, 3:13-14
積極的的命令+消極的的命令+積極的的命令	5:7-10
消極的的命令単体、または連続	1:13; 2:1; 3:1; 4:11

消極的的命令のみの例がいくつかあるものの、そこでは積極的な勧めが示唆されていることが多い。1章13節は「試練に耐える」という行為が勧められ、2章1節は「あなたの隣人を自分自身のように愛しなさい」(2:8)の実行が示唆されている。このような傾向を踏まえると、「誓いの禁止」についても、強調点は「禁止」そのものよりもむしろ、ことばに対する真実さを求めることにあると思われる。

一方、マタイの福音書の場合は、山上の説教のアンチテーゼの流れを踏まれば、積極的的命令に強調点があるというよりも、禁止されている誓いの適用範囲を広げ、当時の一般的な律法理解を修正しようとする意図が読み取られる。具体的にいろいろな誓いが禁止され、その理由まで付されている点からも、これは明らかである。

また、全体としてマタイの福音書では、禁止の理由がより丁寧に述べられており、神の名を汚すことを避けるための具体的な誓いの方法が無意味であることが繰り返し語られる。他方、ヤコブの手紙では、禁止そのものの理由は特別に語られてはいない。むしろ、後半の積極的な命令、すなわち、真実なことばを促す命令に強調点があり、その部分において「さばきに合わないため」という前提的な目的（および、理由）が述べられているという特徴がある。また、ヤコブの手紙はより直接的な言い方がなされて

30 ただし、「よく聞きなさい」(2:5)と「思い違いをしてはいけません」(1:16)は「教え」そのものではないため除外した。2:18も読者への直接の命令ではないため除外した。

いる上に、より端的で口語的な口調である。他方、マタイの福音書は、それぞれの現状や理解に問題提起するような口調となっている。

3-2. 発語内行為

続いて、2つの箇所における発語内行為（話者の意図）を分析し、ヤコブの手紙の語り口の特徴を述べることにする。ただし、言語行為理論の説明は最小限にとどめ、できるだけ結論的な事柄を簡潔に示すことにする。

なお、ヤコブの手紙の場合は著者から読者／聞き手への発話のみを想定すれば良いが、マタイの福音書の場合は、テキストレベル（福音書記者から読者／聞き手へ）と物語レベル（イエスから物語世界の聴衆へ）の2種類の発話が想定される³²。そのため、それぞれの場合でヤコブの手紙との比較を行い、ヤコブの手紙の語り口の特徴を明らかにする。

・特徴（1）著者が正面に出る語り口：テキストレベルでの比較

ヤコブの手紙5章12節は全体として、指示型（directives）の発語内行為に分類できる³³。これは、聞き手に何かを行わせようとする目的を持った発

31 厳密に言えば、内的著者から内的読者への発話。

32 物語レベルとテキストレベルの区別については、伊東寿泰「物語批評」（浅野淳博、他『新約聖書解釈の手引き』日本キリスト教団出版局、2016年）176頁を参照。

33 サールの言語行為の分類は、Searle, *Expression and Meaning*, 12-29.（サール、前掲書、19-51頁）に詳しい。以降、参照は基本的に邦訳版で記す。サールの分類法は主に次の3つの観点で行われる。第一に、発話の目的を表す発語内目的（illocutionary point）。第二に、行為の心理状態を表す誠実性条件（sincerity condition）。第三に、発話の言葉と世界との関係の仕方を表す「適合の方向（direction of fit）」である。「指示型」に分類される言語行為の発語内目的は、「話し手が当の行為によって聞き手に何かを行わせようとする事実のうちにある」（サール、前掲書、21頁）。ただし、「試み」の程度はさまざまで、何かをするよう促したり、示唆したりする控えめな「試み」もあれば、逆に厳しい「試み」もあり得る。適合方向は《世界を言葉へ》であり、世界が言葉に適合するよう意図されている。誠実性条件は「欲求」や「願望」である。

語内行為である。一方、マタイの福音書は、テキストレベルで考える時、あくまでイエスが実際にイエスの言葉を聞いた聴衆に対して語った言葉を物語として叙述しているため、言語行為理論においては、断言型 (assertives) の発語内行為に分類される。³⁴ これは、何かしら真実であることに聞き手をコミットさせようとする言語行為である。ただし、福音書にはその性質として、単に真実を述べるだけでなく、読者／聞き手に信仰的な応答を期待し指示する側面があるため、間接的に指示型の発語内行為を遂行していると言える。このように、表向きの発語内行為と異なる発語内行為が遂行される言語行為を間接的言語行為 (indirect speech act) という。³⁵

一般論として、このような間接的言語行為を通して「指示型」の発語内行為を遂行するのは、丁寧さがひとつの動機になっている。³⁶ 久保も、関節的言語行為の特徴を「話者自身が正面にでるのではなく最終的な行為の選択を得るための手段や判断を聴者に委ねている」と述べる。³⁷ 福音書の場合は、丁寧さに動機づけられているというよりも、「福音書」の文学類型によるものである。しかし、結果として福音書記者が正面に出ない語り方であり、読者／聞き手に応答が委ねられている部分があるのは事実である。そのため、マタイの福音書はヤコブの手紙に比べて、同じ指示型の発語内行為であっても、より拒否の余地がある上に、指示に応じる場合にさえ、

34 断言型の発語内目的は、「何か真実であること、表現されている命題が真であることに話し手を(さまざまな程度で)コミットさせること」(サール、前掲書、19-20頁)である。さらにこの行為は、真と偽を含む評価次元の上で評価可能である。適合方向は《言葉を世界へ》で、言葉が世界に適合するよう意図されている。心理状態は「～と信じていること」である(ただし、程度はさまざま)。

35 間接的言語行為は、1つの発語に、第一義的発語内行為と第二義的発語内行為が存在する。特にサールは、指示型間接的言語行為について考察し、人がさまざまなかたちの字義的言語行為を通して、関節的言語行為として指示型の言語行為を行うことを指摘している。サール、前掲書、80頁

36 サール、前掲書、80頁

37 久保進『言語行為と調整理論』ひつじ書房、2014年、40頁

読者／聞き手の自由な行為であるという外観を与えることになる。³⁸

仮に、ヤコブの手紙が福音書と同様に「イエス」の名を用いて、あくまでイエスの語った言葉として述べる場合は、福音書と同様に間接的言語行為となり、著者は正面に出なくなる。他方、イエスの権威に訴えることで、より強い効力を持つ可能性が考えられる。しかし、ヤコブの手紙の著者は、そのような方法で効力を強めることを選んでいない。むしろ、ヤコブの手紙の語り口の特徴は、あくまで著者自身が正面に出るかたちをとり、より拒否の余地のない直接的な指示を与えているという点が挙げられる。

・特徴(2) 著者自身の権威を重要視している：物語レベルでの比較

物語レベルで考える場合、マタイの福音書におけるイエスから実際にイエスの言葉を聞いた聴衆に対する言語行為は、ヤコブの手紙の場合と同様にシンプルな指示型の発語内行為を遂行していると言える。しかし、両者は同じ指示型に分類されるとしても、実際の行っている行為は微妙に異なっている。

サールとヴァンダーヴェーケンによれば、同じ「指示型」の発語内行為でも、(1) その「欲求」や「願望」の強さの度合い、(2) 行為の前提となる条件、(3) 行為の様式の3点の違いによって区別される。³⁹ 例えば、「説得する (urge)」と「要請する (request)」では、前者の方が強さの度合いが強い。また前者は通常、話者が何かしらの理由を持っているという前提がある。これらと異なり、「(～するように) 伝える (tell)」には、⁴⁰ 拒否の可能

38 サール、前掲書、81頁

39 ここで挙げられる3点について、言語行為理論ではそれぞれに専門用語が用いられる。「欲求」や「願望」は、指示型の発語内行為における「誠実条件」と呼ばれ、特に話者の態度を指す。また、行為の前提は一般に「予備条件」と呼ばれ、行為の様式は「達成の様式」と呼ばれている。Searle and Vanderveken, *Foundations of Illocutionary Logic*, 198-205. 訳語はサールの前掲書に依拠する。

40 単に事実を描写する断言型 (assertive) の発語内行為の場合もあるが、何かをするように伝える場合には指示型になる。

性が無く、強さの度合いがより強い。「要求する (require, demand)」や「命令する (command, order)」は、さらに強さの度合いが強いが、後者の場合は通常、話者がその権威を持っている。また、「命令する」の否定形が「禁止する (forbid, prohibit)」である。その他、やや強さの度合いの弱いものとして「警告する (warn)」や「忠告する (advise)」があるが、両者の違いとして、前者は聞き手の関心外のことに言及し、後者は聞き手の関心事であるという特徴がある。「勧める (recommend)」は、「忠告する (advise)」と似ているが、命題内容が一般的に「良い」ものである。さらに強さの度合いの弱いものとして「提案する (suggest)」がある。また、「懇願する (beg, supplicate, entreat, etc.)」は、熱心さという点で強さの度合いが強いが、それにもかかわらず、権威によらないものである。

以上を踏まえてヤコブの手紙とマタイの福音書の語り口を比べる時、特にそれぞれの消極的命令の部分に関して、マタイの福音書では理由が多く語られていることや、直接的な命令法が用いられていない点等から、強さの度合いは比較的弱く、その発語内行為は「説得する」であると言える。一方、ヤコブの手紙は、命令法を用いている上に理由も述べられていないため、その発語内行為は強さの度合いが強い「禁止する」である。

しかし、後半の積極的命令の部分に関しては、マタイの福音書の方が一方的な言い方となっているため、発語内行為は一見して「命令する」である。しかし、直前の文脈が「理由」として機能しているため、全体としては一貫して、「説得する」といった発語内行為であると言える。一方、ヤコブの手紙は、最後に禁止の目的（および、理由）を説明しているため、「説得する」という発語内行為である。ただし、全体に非常に端的な言い方となっているため、マタイの福音書よりもより「命令する」に近いものである（以上をまとめると下記の図1のようになる）。

また、これにより、その行為を通して目的が遂行されるための条件が違っていることが見えてくる。言語行為理論においては、行為の目的が遂

行される様を「首尾よく (successfully)、欠陥なく (non-defectively) 遂行される」と言う。久保によれば、「禁止する」や「命令する」という発語内行為が首尾よく、欠陥なく遂行されるためには、話者は聴者よりも優位な立場や権限に訴えて行為を遂行する必要がある。⁴¹ 他方、「説得する」の場合、被説得者が行為を遂行する理由が必要となる。加えて、「説得する」の場合、優位な立場や権限に訴えて行為を遂行する必要はなく、代わりに、聞き手に命題内容を実行しない選択肢をある程度与える様式が必要となる。これらが満たされない場合、その言語行為は目的を達成できない。

図 1 発語内行為とその目的達成の条件

【話者】	【発語内行為】	【目的達成の条件】
物語世界のイエス	説得する + 説得する ≒命令する	「理由」が重要
ヤコブの手紙の著者	禁止する + 説得する ≒命令する	「権威」が重要

そのため、ヤコブの手紙の著者がその目的達成のために求められるのは、ヤコブ自身の権威である。言い換えれば、それは話者自身の権威が重要視される語り口である。他方、マタイの福音書のイエスの語り口の場合、目的達成のためには理由が最も重要な要素となる。イエス自身は権威ある者として語っていたと記されているが（マタ 7:29）、少なくとも、その語り口は権威に訴える仕方ではなく、説得力のある理由を述べることに重きを置いた仕方となっている。既述の特徴 (1) において、ヤコブの手紙は著者が正面に出る語り口であることを指摘した。それに加え、著者の権威が強調されている点も、ヤコブの手紙の語り口の特徴である。

以上のように、もし権威に重きを置く語り口を選ぶならば、より首尾よく、欠陥なく行為を遂行するために、パウロのようにイエスが語ったこと

41 久保、前掲書、35 頁

ばであることを明言する方法も効果的である(1コリ7:10)。この場合、「優位な立場や権限に訴えて行為を遂行する」という様式は、イエスの権威によって、より満たされる。一方で、その際、著者自身は背後に退き、「著者自身のことば」という特徴や、著者自身の権威が震む^{かす}こととなる。しかし、ヤコブの手紙の著者はそのような方法を用いていない。著者は「イエス」の権威に訴えるのではなく、あくまで自分自身の権威に訴えている。この特徴は、「真実なことば」に生きようとする著者自身の姿勢を反映するものであり、それは、著者が語る「誓いの禁止」の教えの実践そのものであると言える。

・小結

以上、ヤコブの手紙における「誓いの禁止」と、同様のイエス伝承に依拠すると考えられるマタイの福音書の並行箇所を分析し、特にその提示の仕方を詳細に比較した。その結果、ヤコブの手紙の著者の方がより著者が正面に出る語り口であり、また、著者自身の権威が重要視される語り口であることが浮き彫りになった。自分自身を「神と主イエス・キリストのしもべヤコブ」(1:1)とまで自己紹介する著者が、イエスの権威に訴えるのではなく、むしろ、自分自身を正面に出し、自身の権威に訴えかける語り口でイエス伝承を提示していることは一見奇妙である。しかし、この事実は、筆者の仮説の妥当性を示すものである。すなわち、ヤコブの手紙の著者は、あえてイエスとの関連を明言せず、あくまで自分自身の「真実なことば」として語ろうと努めている。それは、ヤコブの手紙全体を貫く「語ること」に関する教えの実践である。特に、「誓いの禁止」はそれ自体、神の名を用いて自身の言葉の真実性を保証しようとすることを避けさせ、普段から嘘偽りのない真実な言動を勧める教えである。著者は、まさにその教えを語りながら、同時に、その教えを自ら実践しているのである。

結論

本稿ではヤコブの手紙5章12節の「誓いの禁止」の分析を通して、ヤコブの手紙におけるイエス伝承の提示の仕方の特徴と、著者自身が述べる「語ること」に関する思想との関連性を論じた。少なくとも「誓いの禁止」に関して、著者はその教えを実践しつつ語っており、イエス伝承に依拠しながらも、あえてイエスとの関連性を明言せずに、自分自身の「真実なことば」として語ろうとしていると言える。

「問題の所在」で述べたように、先行研究において、ヤコブの手紙におけるイエス伝承の提示の仕方の特徴について、知恵文学やローマの教育学の背景による説明が試みられてきた。しかし、手紙そのものに記された教えの内容との関係は論じられておらず、その提示の仕方の特徴に対する積極的な理由を十分に説明できてはいなかった。その点、本研究は分析範囲や方法論に限界はあるものの、手紙自体に表された著者の思想から提示の仕方の特徴をとらえ、その積極的理由を説明する点で、新たな視点を提供している。ただし、今回は分析箇所が限定的であり、方法論における限界もあるため、示してきた事柄がより確かなものとして立証されるためには、さらに分析の範囲を広げて詳細に論じていく必要がある。これらについては、今後の課題である。